# 第 466 回石川地方最低賃金審議会

令和８年 10 月 30 日（金）
午後３時 00 分から５時 00 分まで
金沢駅西合同庁舎２階　共用第２会議室

## 次　　第

１　開会

２　議題

（１）　石川県特定最低賃金の改正金額について（報告）

（２）　石川地方最低賃金審議会運営規程について

（３）　その他

３　閉会

# 第 466 回石川地方最低賃金審議会

## 【資料目次】


- 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）　及び　同部会報告書（写）　1
- 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）　及び　同部会報告書（写）　7
- 石川地方最低賃金審議会運営規程（案）　…… 11
- 石川県最低賃金専門部会運営規程（案）　…… 13
- 石川地方最低賃金審議会 小委員運営会規程（案）…… 15
- 最低賃金審議会令（抄）　…… 17


（追加配布予定）

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

㊝

令和８年 10 月 27 日

石川労働局長
　常盤　剛史　殿

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 31 日付け石労発 0831 第２号をもって貴職から諮問のあった石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

石川県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）

⑵　ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

⑶　その他の金属製品製造業（打ちはく業を除く。）

⑷　はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

⑸　生産用機械器具製造業（農業用機械器具製造業(農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

⑹　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

⑺　産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。）

⑻　⑴、⑵、⑶、⑹又は⑺に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑼　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑺までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18 歳未満又は 65 歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　　１，１３９円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊍

令和８年 10 月 27 日

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明　殿

石川地方最低賃金審議会
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　　長澤　裕子

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 31 日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| （公益代表委員） | （労働者代表委員） | （使用者代表委員） |
|---|---|---|
| 田中　英男 | 九野　光佑 | 畦内　一夫 |
| 村井　　充 | 目澤　春樹 | 川島　直之 |
| 長澤　裕子 | 山下　敏弘 | 本　　裕一 |

別紙

# 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

石川県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）

⑵　ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

⑶　その他の金属製品製造業（打ちはく業を除く。）

⑷　はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

⑸　生産用機械器具製造業（農業用機械器具製造業(農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

⑹　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

⑺　産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。）

⑻　⑴、⑵、⑶、⑹又は⑺に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑼　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑺までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18 歳未満又は 65 歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　　１，１３９円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊂

令和８年 10 月 27 日

石川労働局長
　常盤　剛史　殿

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 31 日付け石労発 0831 第２号をもって貴職から諮問のあった石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

石川県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　自動車・同附属品製造業

⑵　自転車・同部分品製造業

⑶　⑴又は⑵に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑷　純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴又は⑵に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18 歳未満又は 65 歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　　１，１３９円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊨

令和８年 10 月 27 日

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明　殿

石川地方最低賃金審議会
石川県自動車・同附属品、自転車・
同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長　　長澤　裕子

# 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 31 日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| （公益代表委員） | （労働者代表委員） | （使用者代表委員） |
|---|---|---|
| 田中　英男 | 九野　光佑 | 畦内　一夫 |
| 村井　　充 | 田中　隆之 | 越山　文雄 |
| 長澤　裕子 | 中村　栄一 | 光山　盛昭 |

別紙

# 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

１　適用する地域

石川県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　自動車・同附属品製造業

⑵　自転車・同部分品製造業

⑶　⑴又は⑵に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑷　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴又は⑵に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18 歳未満又は 65 歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　　１，１３９円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

# 石川地方最低賃金審議会運営規程（案）

（規程の目的）

第１条　この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「労働局長」という。）又は５人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。

４　委員の全員が新たに任命された場合、並びに会長及び会長代理ともに欠けた場合における会長を選挙するための会議は、労働局長が招集する。

５　第３項の規定は、前項の場合について準用する。

（小委員会）

第３条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の出席）

第４条　会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に速報するものとする。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知するものとする。

（会議における発言）

第５条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第７条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　前二項の規定は、小委員会について準用する。

（意見及び建議の提出）

第８条　会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を付して、その都度、労働局長に送付するものとする。

（小委員会の議事運営）

第９条　この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　　則

（施行期日）

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

# 石川地方最低賃金審議会
# 石川県最低賃金専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第１条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する石川県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第２条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、

第１回会議は、局長が招集する。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の出席）

第３条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第４条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第５条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第６条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

（報　告）

第７条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

（雑　則）

第８条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和〇年〇月〇日より施行する。

# 石川地方最低賃金審議会小委員会運営規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する小委員会（以下「運営小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び石川地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（審議事項）

第２条　運営小委員会は、審議会運営の基本的な事項について審議し又は意見を交換するものとする。

（委員長）

第３条　運営小委員会に委員長を置く。

２　委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

（会議の招集）

第４条　運営小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は３人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第１回会議は、審議会会長が招集する。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、委員長に通知しなければならない。

３　委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（委員の出席）

第５条　委員は、委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に速報するものとする。

３　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第６条　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

３　委員会は、委員長が必要と認める場合においては、委員でない者の説明又は意見を聞くものとする。

（会議における議決）

第７条　運営小委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開）
第８条　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、委員長は会議を非公開とすることができる。
２　委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる

（審議会への報告）
第９条　委員長は、会議の審議結果について、その都度、審議会会長に報告するものとする。

（規程の改廃）
第 10 条　この規程の改廃は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

附　則
（施行期日）
この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

**平成28年6月21日 施行**　★ 現在施行

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三十八号）

Law RevisionID:334CO0000000163_20160621_428CO0000000238

昭和三十四年政令第百六十三号

# 最低賃金審議会令

**（会議）**

**第五条**　審議会の会議は、会長が招集する。

**2**　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）の三分の二以上又は労働者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。）、使用者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。）及び公益関係委員（中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

**3**　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。